

福岡県公報

平成28年3月8日
第3774号

目次

告示 (第202号 - 第217号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(都市計画課)	5
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○肥料取締法に基づく肥料の登録	(経営技術支援課)	6

○肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新	(経営技術支援課)	7
○肥料取締法に基づく肥料の登録事項の変更	(経営技術支援課)	8
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定の有効期間の変更	(商工政策課)	10
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保健衛生課)	10
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保健衛生課)	10
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保健衛生課)	11

海区漁業調整委員会

○矢部川河口域における水産動物の保護	(漁業管理課)	11
--------------------	---------	----

内水面漁場管理委員会

○矢部川水系における水産動物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課)	11
---------------------------	---------	----

告示

福岡県告示第202号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
飯塚	一般国道	200号	前	飯塚市桑曲161番1先から 飯塚市桑曲173番1先まで	15.2 ～ 46.5	175.4
			後	飯塚市桑曲161番1先から 飯塚市桑曲173番1先まで	15.2 ～ 47.0	175.4

福岡県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	200号	飯塚市桑曲161番1先から 飯塚市桑曲173番1先まで

福岡県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	上横山 星野線	前	八女市星野村5263番1先から 八女市星野村5258番1先まで	6.8 ～ 9.9	81.8
			後	八女市星野村5263番1先から 八女市星野村5258番1先まで	9.0 ～ 26.1	81.8

福岡県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山 星野線	八女市星野村5263番1先から 八女市星野村5258番1先まで

福岡県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	鯨田 停車場線 有井	前	飯塚市鯨田405番17先から 飯塚市鯨田369番先まで	13.9 ～ 29.5	212.0
			後	飯塚市鯨田369番4先から 飯塚市鯨田369番1先まで	13.9 ～ 30.0	215.0

福岡県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	鯰田 停車場線 有井	飯塚市鯰田369番4先から 飯塚市鯰田369番1先まで

福岡県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般 国道	200号	前	嘉穂郡桂川町大字寿命 130番3先から 嘉穂郡桂川町大字寿命 129番5先まで	26.4 ～ 29.5	40.6
			後	嘉穂郡桂川町大字寿命 130番3先から 嘉穂郡桂川町大字寿命 129番5先まで	26.4 ～ 29.5	

福岡県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	苅田 採銅所線	前	京都郡苅田町大字南原11 90番先から 京都郡苅田町大字南原11 92番2先まで	21.0 ～ 24.0	40.0
			後	京都郡苅田町大字南原11 90番先から 京都郡苅田町大字南原11 92番2先まで	21.0 ～ 28.0	

福岡県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	上横山 星野線	前	八女市上陽町上横山1643 番2先から 八女市上陽町上横山1642 番1先まで	3.9 ～ 5.6	26.9
			後	八女市上陽町上横山1643 番2先から 八女市上陽町上横山1642 番1先まで	6.4 ～ 10.5	

福岡県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山 星野線	八女市上陽町上横山1643番2先から 八女市上陽町上横山1642番1先まで

福岡県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	上横山 星野線	前	八女市上陽町上横山2290番1先から 八女市上陽町上横山2288番2先まで	4.4 ～ 4.4	35.5
			後	八女市上陽町上横山2290番1先から 八女市上陽町上横山2288番2先まで	4.4 ～ 24.0	35.5

福岡県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山 星野線	八女市上陽町上横山2290番1先から 八女市上陽町上横山2288番2先まで

福岡県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	吹春 本分線	前	八女市黒木町土窪949番1先から 八女市黒木町土窪948番1先まで	6.3 ～ 8.1	46.8
			後	八女市黒木町土窪949番1先から 八女市黒木町土窪948番1先まで	6.3 ～ 8.8	46.8

福岡県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	吹春線 本分	八女市黒木町土窪949番1先から 八女市黒木町土窪948番1先まで

福岡県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	岡垣線 玄海	前	遠賀郡岡垣町大字波津79 6番先から 遠賀郡岡垣町大字波津17 10番1先まで	5.8 ～ 49.5	2387.0
			後	遠賀郡岡垣町大字波津79 6番先から 遠賀郡岡垣町大字波津17 10番1先まで	14.3 ～ 54.3	2387.0

福岡県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡垣線 玄海	遠賀郡岡垣町大字波津796番先から 遠賀郡岡垣町大字波津1710番1先まで

公 告**公告**

都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成28年2月25日から平成28年3月25日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

公告

次の加入区において平成24年3月7日福岡県告示第354号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成28年3月7日を限り消滅したため、同条第2項の規定

により公示する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小 川 洋

加入区の名称 中島・山門羽瀬加入区

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年2月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人すずらん会
 - (2) 代表者の氏名
福田 昭夫
 - (3) 主たる事務所の所在地
飯塚市徳前62番地の1
 - (4) 定款に記載された目的
(旧)
この法人は、広く一般市民に対し、「食」の大切さを伝える事業を行い、地域・世代間の交流を活性化させ地域住民の公益の増進に寄与することを目的とする。
(新)
この法人は、広く一般市民に対し、「食」の大切さを伝える事業及び地域活性化事業を行い、地域・世代間の交流を活性化させ地域住民の公益の増進に寄与することを目的とする。

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、次のように肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小 川 洋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2263号	肉骨粉	肉骨粉 710	窒素全量 7.0 りん酸全量 10.0	公定規格 のとおり	平成33年 1月20日	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司 区大字門司2732番地 の4
第2264号	混合有機 質肥料	アクアリ フトの有 機質肥料	窒素全量 4.0 りん酸全量 4.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成30年 2月9日	アクアサービス株式 会社 福岡県福岡市博多区 住吉四丁目7番19号
第2265号	肉骨粉	肉骨粉 710号	窒素全量 7.0 りん酸全量 10.0	公定規格 のとおり	平成33年 3月8日	株式会社 上嶋商店 福岡県八女市立花町 山崎2623番地の1
第2266号	肉骨粉	B I O肉 骨粉1号	窒素全量 7.0 りん酸全量 10.0	公定規格 のとおり	平成33年 6月21日	日本バイオテックス 株式会社 福岡県大野城市大城 二丁目1番12号
第2267号	混合堆肥 複合肥料	S H K - D X	窒素全量 2.0 りん酸全量 5.0 加里全量 3.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成30年 6月30日	トリゼンフーズ株式 会社 福岡県福岡市博多区 千代一丁目8番13号

第2268号	蒸製骨粉	蒸製骨粉3-20	窒素全量 3.0 りん酸全量 20.0 窒素・りん酸合計量 23.0	公定規格 のとおり	平成33年 7月7日	株式会社クリーン・ エコバランス 福岡県福岡市博多区 竹丘町4番27号
--------	------	----------	---	--------------	---------------	--

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第1947号	生石灰	30.0 苦土石灰	アルカリ分 99.0 く溶性苦土 30.0	公定規格 のとおり	平成33年 3月25日	兼定興産株式会社 福岡県久留米市野中 町640番地の1
第2059号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土 石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 10.0	公定規格 のとおり	平成33年 1月15日	兼定興産株式会社 福岡県久留米市野中 町640番地の1
第2223号	なたね油 かす及び その粉末	5.3なた ね油かす	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	平成33年 1月15日	中島 澄夫 佐賀県三養基郡みや き町大字市武1379番 地の6
第2224号	副産石灰 肥料	有機石灰	アルカリ分 45.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成33年 1月28日	シタマ石灰有限公司 福岡県宮若市湯原547 番地

第2225号	混合石灰 肥料	造粒石灰 80	アルカリ分 80.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成33年 1月28日	シタマ石灰有限公司 福岡県宮若市湯原547 番地
第2204号	副産石灰 肥料	ベレカル	アルカリ分 35.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成33年 3月29日	ビッググリーン有限 会社 福岡県久留米市野中 町954番地15
第2205号	副産石灰 肥料	コナカル	アルカリ分 35.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成33年 3月29日	ビッググリーン有限 会社 福岡県久留米市野中 町954番地15
第1984号	炭酸カル シウム肥 料	10.0炭酸 苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 10.0	公定規格 のとおり	平成33年 3月3日	シタマ石灰有限公司 福岡県宮若市湯原547 番地
第2226号	乾燥菌体 肥料	クロレラ 乾燥菌体 肥料3号	窒素全量 4.0 りん酸全量 4.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成30年 3月12日	クロレラ工業株式会 社 東京都港区浜松町一 丁目18番16号
第1985号	なたね油 かす及び その粉末	5.5なた ね油かす 粉末	窒素全量 5.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	平成33年 3月3日	井上 武利 福岡県嘉穂郡桂川町 大字瀬戸9番7号

第2173号	魚かす粉末	有機肥料 匠1号	窒素全量 7.0 りん酸全量 7.0	公定規格 のとおり	平成33年 3月16日	アグリシステム株式会社 福岡県久留米市山川 追分二丁目2-7
第2097号	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料3 号	窒素全量 7.0 りん酸全量 9.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成30年 5月19日	株式会社 上嶋商店 福岡県八女市立花町 山崎2623番地1
第2180号	混合有機 質肥料	純骨粉 515号	窒素全量 5.0 りん酸全量 15.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成30年 8月25日	株式会社 上嶋商店 福岡県八女市立花町 山崎2623番地1
第2181号	混合有機 質肥料	純骨粉 418号	窒素全量 4.0 りん酸全量 18.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成30年 8月25日	株式会社 上嶋商店 福岡県八女市立花町 山崎2623番地1
第1864号	消石灰	72.0 消石灰	アルカリ分 72.0	公定規格 のとおり	平成33年 11月24日	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位 登1956番地
第1865号	生石灰	95.0 生石灰	アルカリ分 95.0	公定規格 のとおり	平成33年 11月24日	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位 登1956番地
第2229号	消石灰	顆粒消石 灰	アルカリ分 70.0	公定規格 のとおり	平成33年 12月8日	シタマ石灰有限公司 福岡県宮若市湯原547 番地

第2230号	副産石灰 肥料	糸島カキ 殻有機石 灰	アルカリ分 48.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成33年 12月8日	シタマ石灰有限公司 福岡県宮若市湯原547 番地
第2232号	消石灰	造粒苦 土消石 灰	アルカリ分 70.0 可溶性苦土 20.0	公定規格 のとおり	平成33年 12月17日	シタマ石灰有限公司 福岡県宮若市湯原547 番地
第2183号	副産石灰 肥料	ペレカP	アルカリ分 35.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成33年 12月9日	古賀 潤 福岡県久留米市野中 町954番地15
第2184号	副産石灰 肥料	ペレカ	アルカリ分 35.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 び制限事 項は公定 規格のと おり	平成33年 12月9日	古賀 潤 福岡県久留米市野中 町954番地15

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次のように肥料の登録事項を変更したので、同法第16条第2項の規定により告示する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	肥料の 種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所	変更のあった事項	
				新	旧

第2248号	乾燥菌体肥料	キリン45	麒麟麦酒株式会社 東京都中野区中野四丁目10番2号	代表者の変更 代表取締役 布施 孝之	代表取締役 磯崎 功典
第2242号	配合肥料	配合35号	株式会社サンアンド ホープ 福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地の2	代表者の変更 代表取締役 鎌田 敏朗	代表取締役 武谷 俊一
第2139号	魚かす粉末	さかなっ粉末	一般財団法人 福岡市水産加工公社 福岡県福岡市東区東浜二丁目63番2	代表者の変更 理事長 棕野 清彦	理事長 松本 友行
第1924号	なたね油かす及びその粉末	5.3なたね油かす	理研農産化工株式会社 佐賀県佐賀市大財北町2番1号	代表者の変更 代表取締役 鷗池 直之	代表取締役 野中 修誠
第1973号	大豆油かす及びその粉末	大豆油かす			
第2140号	なたね油かす及びその粉末	一回搾り圧搾なたね油かす粉末	株式会社ショーヤマ 福岡県みやま市山川町尾野2088番地	代表者の変更 代表取締役 小畑 徹男	代表取締役 長尾 春隆
第2142号	魚かす粉末	7.0魚かす粉末			
第2143号	魚かす粉末	7.0魚かす粉末2号			
第2148号	魚かす粉末	6.0魚かす粉末			
第2262号	肉骨粉	ミートボーン70号			
第2024号	なたね油かす及びその粉末	粒状なたね油かす	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の4	代表者の変更 代表取締役社長 小畑 徹男	代表取締役社長 長尾 春隆
第2103号	魚かす粉末	7-6魚かす粉末			
第2104号	魚かす粉末	7-7魚かす粉末			

第2261号	ひまし油かす及びその粉末	粒状ひまし油かす8-3-1	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表者の変更 取締役社長 平塚 博史	取締役社長 稲葉 政人
第2263号	肉骨粉	肉骨粉710			
第1449号	炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料			
第1864号	消石灰	72.0消石灰			
第1865号	生石灰	95.0生石灰			
第1881号	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰			
第1927号	消石灰	10.0苦土消石灰			
第1932号	生石灰	20.0苦土生石灰			
第1933号	生石灰	35.0苦土生石灰			
第1934号	消石灰	20.0苦土消石灰			
第1935号	生石灰	30.0苦土生石灰			
第1961号	消石灰	65.0消石灰			
第1968号	生石灰	80.0生石灰			
第2057号	混合石灰肥料	腐植酸苦土石灰肥料			
第2058号	混合石灰肥料	腐植酸苦土石灰肥料2号			
第1449号	炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地	代表者の変更 取締役社長 中村 義道	取締役社長 平塚 博史
第1864号	消石灰	72.0消石灰			
第1865号	生石灰	95.0生石灰			

第1881号	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰			
第1927号	消石灰	10.0苦土消石灰			
第1932号	生石灰	20.0苦土生石灰			
第1933号	生石灰	35.0苦土生石灰			
第1934号	消石灰	20.0苦土消石灰			
第1935号	生石灰	30.0苦土生石灰			
第1961号	消石灰	65.0消石灰			
第1968号	生石灰	80.0生石灰			
第2057号	混合石灰肥料	腐植酸苦土石灰肥料			
第2058号	混合石灰肥料	腐植酸苦土石灰肥料2号			
第2113号	なたね油かす及びその粉末	粒状なたね粕	みらい飼料株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号	生産者の変更 みらい飼料株式会社 代表取締役 門口 勝祐	伊藤忠飼料株式会社 代表取締役社長 藤嶋 照夫

公告

総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第8項の規定に基づき、指定法人の指定の有効期間を変更したので、同条第10項の規定により次のように公示する。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	指定年月日	変更前の指定の有効期間	変更後の指定の有効期間	変更年月日
柴田産業株式会社	平成26年6月27日	平成28年3月31日まで	平成29年3月31日まで	平成28年2月25日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県旅館業法施行細則（昭和35年福岡県規則第89号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年3月8日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則（昭和59年福岡県規則第59号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年3月8日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県公衆浴場法施行細則（昭和63年福岡県規則第19号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

平成28年3月8日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年3月8日

海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第98号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、矢部川水系における水産動物の保護増殖を図るため採捕制限について次のとおり指示する。

平成28年3月8日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

1 採捕の制限

モクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギを採捕してはならない。ただし、福

岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けたものが採捕する場合及びウナギを釣りにより採捕する場合はこの限りでない。

2 指示の適用区域

- 矢部川の柳川市大和町浦島橋の下流端から柳川市大和町大字大坪の最南端とみやま市高田町大字昭和開の最西端を結ぶ線まで
- 塩塚川の柳川市大和町番所橋の下流端から柳川市橋本町の最南端と柳川市大和町大字谷垣の最西端を結ぶ線まで
- 沖端川の柳川市中町出ノ橋の下流端から柳川市昭南町の最南端と柳川市吉富町の最西端を結ぶ線まで

3 魚種ごとの採捕禁止時期

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで

テナガエビ 4月1日から9月30日まで

アユ 10月1日から12月31日まで

コイ 4月1日から7月31日まで

ウナギ 1月1日から3月31日まで

4 指示の有効期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、矢部川におけるモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

平成28年3月8日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

1 禁止区域

矢部川の柳川市三橋町と同大和町の境界から柳川市大和町浦島橋の下流端まで

2 魚種ごとの禁止期間

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで

テナガエビ 4月1日から9月30日まで

ア ユ 1月1日から5月31日まで及び10月1日から12月31日まで

コ イ 4月1日から7月31日まで

ウ ナ ギ 1月1日から3月31日まで

3 指示の有効期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで